

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全国	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	対応レベル 1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 又は 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

\* 緊急的に警戒が必要となる簡易検査陽性事例や、家きん等の疑い事例の発生地を含む（p.5 参照）。

表 I-2 対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集監視	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 2	監視強化	1 羽以上	2 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 3	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には 1 羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査を実施する。

表 I-3 早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

※ ウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査及び糞便採取調査）の手技については、DVD「野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス（調査）自己研修教材」（環境省作成）も参照されたい。

表 I-4 検査優先種

(11 目 14 科)

検査優先種 1 (19 種)			
カモ目カモ科	ツル目ツル科	主に早期発見を目的とする。高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。死亡野鳥等調査で、平成 22 年度以降の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種	
ヒシクイ	マナヅル		
マガン	ナベヅル		
シジュウカラガン	チドリ目カモメ科		
コクチョウ*	ユリカモメ		
コブハクチョウ*	タカ目タカ科		
コハクチョウ	オジロワシ		
オオハクチョウ	オオタカ		
オシドリ	ノスリ		
ヒドリガモ	ハヤブサ目ハヤブサ科		
キンクロハジロ	ハヤブサ		
カイツブリ目カイツブリ科	重度の神経症状**が観察された水鳥類		
カイツブリ			
カンムリカイツブリ			
検査優先種 2 (8 種)			
カモ目カモ科	タカ目タカ科		さらに発見の可能性を高めることを目的とする。過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
マガモ	オオワシ		
オナガガモ	クマタカ		
トモエガモ	フクロウ目フクロウ科		
ホシハジロ	フクロウ		
スズガモ			
検査優先種 3			
カモ目カモ科	チドリ目カモメ科	感染の広がりを把握することを目的とする。水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。	
カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1 以外全種)		
カイツブリ目カイツブリ科	タカ目ミサゴ科		
ハジロカイツブリ等 (検査優先種 1 以外全種)	ミサゴ		
コウノトリ目コウノトリ科	タカ目タカ科		
コウノトリ	トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種)		
カツオドリ目ウ科	フクロウ目フクロウ科		
カワウ	コミミズク等 (検査優先種 2 以外全種)		
ペリカン目サギ科	ハヤブサ目ハヤブサ科		
アオサギ	チョウゲンボウ等 (検査優先種 1 以外全種)		
ペリカン目トキ科	スズメ目カラス科		
クロツラヘラサギ	ハシボソガラス		
ツル目ツル科	ハシブトガラス		
タンチョウ等 (検査優先種 1 以外全種)			
ツル目クイナ科			
オオバン			
その他の種			
上記以外の鳥種すべて。猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。			